

生活環境保全条例施行規則における土壌及び地下水の一部改正について

要旨

県は、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（以下「条例」という。）により、**法等の規制対象を広げて（横出し）公害規制を行っている。**

同条例施行規則（以下「規則」という。）で定めている基準値は関係法令で定める基準値を準用しており、今般、**環境基本法に係る土壌環境基準及び地下水環境基準が改正されたことから、規則で定める基準を改正するもの。**

1 経緯

【平成 21 年 11 月】

法で、塩化ビニルモノマーの地下水環境基準及び 1, 4-ジオキサン¹の水質汚濁に係る環境基準及び地下水環境基準を設定。

【平成 24 年 11 月】

規則に 1, 4-ジオキサンの地下水環境基準を設定。

【平成 28 年 3 月】

「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」を告示し、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）及び 1, 4-ジオキサンについて、土壌環境基準を設定。

また、「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」を告示し、地下水環境基準のうち、塩化ビニルモノマーの項目名をクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）に変更。

【平成 29 年 4 月】

施行予定。

法改正に伴い、規則における土壌及び地下水環境基準について所要の整理を行い、法律と同じく平成 29 年 4 月を目途に規則改正を行うこととする。

2 変更案

(1) 規則改正は以下の 2 件である。

ア 条例第 33 条及び 35 条関係の別表第 16 「土壌の基準値及び測定方法」の一部

イ 条例第 33 条及び 35 条関係の別表第 17 「地下水の基準値及び測定方法」の一部